

第 19 号

令和7年度熊本県病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,664,284千円	△81,085千円	1,583,199千円
第1項 医 業 収 益	700,063千円	△97,097千円	602,966千円
第2項 医 業 外 収 益	964,221千円	16,012千円	980,233千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,707,561千円	△119,311千円	1,588,250千円
第1項 医 業 費 用	1,691,595千円	△119,311千円	1,572,284千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額146,821千円」を「不足する額145,707千円」に、「減債積立金32,600千円」を「減債積立金30,922千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	414,962千円	△32,000千円	382,962千円
第1項 企 業 債	187,000千円	△32,000千円	155,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	562,347千円	△33,678千円	528,669千円
第1項 建 設 改 良 費	202,904千円	△33,678千円	169,226千円

（積立金の目的外使用）

第4条 予算第5条に定めた積立金の目的外使用額「32,600千円」を「30,922千円」に改める。

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「187,000千円」を「155,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,052,516千円	△59,802千円	992,714千円

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬